

漁港情報クラウドシステム 新規データ整備業務 特記仕様書（案）

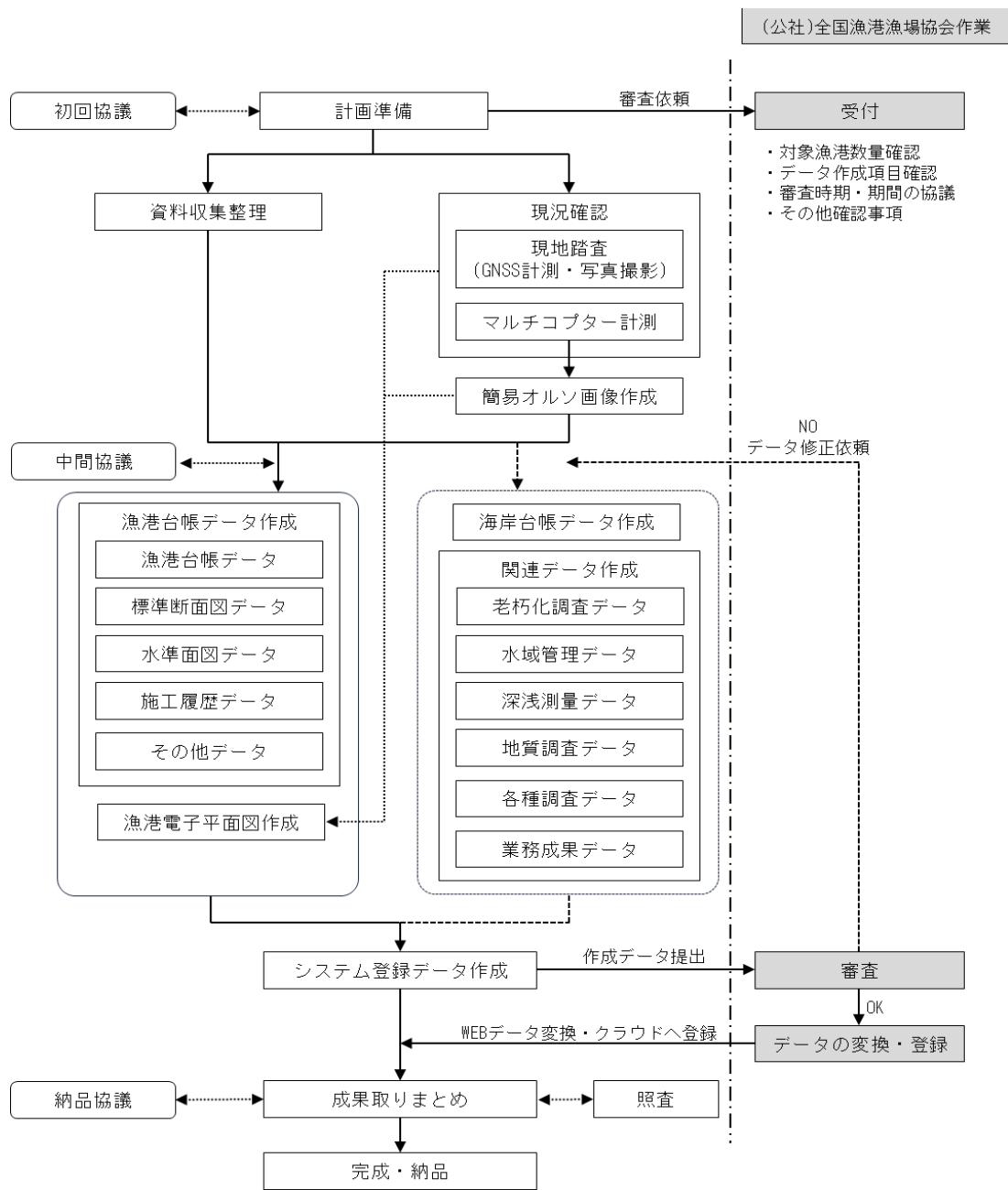
令和6年（2024）度版
公益社団法人 全国漁港漁場協会

1. 業務の目的

本業務は、漁港台帳や海岸台帳をはじめ関連情報を、(公社)全国漁港漁場協会が運営する GIS 型データベースである「漁港情報クラウドシステム」で使用可能な電子データとし、同システムへデータ登録を行うことを目的としている。

2. 業務の実施フロー

本業務は下記のフローに基づき実施する。



3. 業務の内容

(1) 計画準備

業務の目的を把握した上で設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

業務の受注者は、作成対象漁港、データ作成項目、業務工程等の作業内容を全国漁港漁場協会に連絡し、データ完成時の審査を依頼する。

業務受注者は審査依頼時に、全国漁港漁場協会とデータ提出時期、審査期間を協議し決定する。なお全国漁港漁場協会による、新規漁港の審査、データ変換登録期間は3漁港(地区)まで30日間を標準とする。

業務実施に際しては、全国漁港漁場協会が提供する「漁港情報クラウドシステムデータ作成・更新の手引」の記載内容を確認し、システムの目的・機能を十分に把握すること。

また、漁港台帳データの登録は漁港台帳標準フォーマット形式で行う必要があるため、最新版の「漁港台帳標準フォーマット」を確認すること。

(2) 資料収集整理

「漁港情報クラウドシステム」に入力する各種情報の基礎となる資料について収集整理を行う。貸与・提供を予定している資料は以下のとおりとし、資料の貸与・提供は電子データを標準とする。なお印刷媒体資料の貸与・返却は協議時の直接渡し、あるいは宅配便等による送付を基本とする。

なお、貸与資料の量が多く打ち合わせ協議時の貸与、返却が困難な場合、別途、資料収集と返却を行うこととし、それらに係る旅費、交通費、運搬費用については設計変更の対象とする。

また、貸与・提供資料については本業務以外での使用は認めない。

【貸与予定資料】

漁港台帳、漁港施設台帳、漁港海岸保全区台帳、海岸保全施設台帳、工事設計書、工事成果品(竣工図、完成写真)、安定計算書(構造設計書)、施設老朽化調査結果、その他必要資料

(3) 現況確認

対象漁港において以下の項目について現況確認作業を実施する。作業にあたっては、国土地理院発行の「作業規定の準則(令和5年3月31日一部改正)」を参考とともに、貸与される「漁港情報クラウドシステム現地調査の手引き((公社)全国漁港漁場協会)」に基づき調査を実施し、調査結果の整理を行う。

現況確認対象施設については、貸与する漁港台帳、漁港平面図、漁港海岸保全区域台帳等から確認すること。

なお、漁港海岸保全施設の現況確認は、データ作成対象の定めがある場合に実施すること。

(3)-1 現地踏査(GNSS計測)

GNSS測量機を用いたネットワーク型RTK方式により、漁港施設、漁港海岸保全施設の平面形状及び天端高の計測を行う。なお、携帯電話の不通地域等でネットワーク型RTK方式によ

る計測が出来ない箇所においては、スタティック方式または短縮スタティック方式により漁港内に3級基準点相当の仮評定点を測設し、これを固定局とした無線によるRTK法で計測を行うこととする。

漁港基本施設である外郭・係留施設及び海岸保全施設については、屈曲点及び断面形状の変化点について位置座標と天端高を計測する。

この際、(3)-3に記載のマルチコプター空撮で作成した簡易オルソ画像上でスパン毎の目地位置の把握が困難な施設については、スパン毎の目地位置座標の計測を行うこと。

また、漁港機能施設のうち、漁港施設用地と水産基盤施設機能保全計画の対象となる道路については平面形状の作図が可能となるよう適宜、計測点を追加すること。

その他施設については、漁港原点・工事基準点について位置座標及び高さの計測を行い、漁港看板、航路標識については位置座標計測を行う。

なお、現況確認の過程において漁港台帳に未記載の漁港施設等が確認された場合には、発注者と協議の上、必要な場合はGNSS計測および写真撮影を実施すること。

(3)-2 現地踏査（写真撮影）

デジタルカメラにより漁港施設の写真撮影を行う。なお、システム登録の写真標準サイズ2560×1920を原則としており、このサイズから大きく乖離しないよう留意する。

漁港基本施設である外郭・係留施設及び海岸保全施設については、施設全体形状及び構造や特徴がわかるように施設全景、断面毎に起終点からの写真を撮影するとともに、スパン毎の写真を撮影する。

漁港機能施設のうち、水産基盤施設機能保全計画の対象となる道路については施設全景写真、及び起終点、交差点ごとに写真撮影を行う。

漁港施設用地、漁港管理者が設置、管理を行う建築物や各種漁業関連設備、漁港看板、航路標識等航行補助施設、安全灯・灯標、漁港原点、工事基準点については、施設全景及び構造・特徴のわかる写真を撮影する。

下表にGNSS計測および写真撮影の対象施設を示す。

表－現況確認対象施設

大分類	中分類	対象施設	GNSS 計測	写真撮影
1 基本施設	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○ スパン毎
	係留施設	岸壁、物揚場、(係船護岸、物揚護岸)、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場	○	○ スパン毎
	水域施設	航路、泊地及び漁具管理水域	×	○
2 機能施設	輸送施設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート	○ 道路輪郭のみ	○ 道路のみ
	航行補助施設	航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設	△ 航路標識のみ	○ 航路標識のみ
	漁港施設用地	各種漁港施設の敷地	○ 用地輪郭のみ	○
	漁船漁具保全施設	漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設	△	○
	補給施設	漁船のための給水、給氷、燃料供給及び給電施設	△	○
	増殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設、陸上養殖施設及び廃棄物処理施設	△	○
	漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設	荷さばき所、荷役機械、配送料用作業施設、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、仲卸施設並びに直売所	△	○
	漁業用通信施設	陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所	△	○
	漁港厚生施設	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設	△	○
	漁港管理施設	管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設、発電施設その他の漁港の管理のための施設	△	○
	漁港浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設	△	○
	廃油処理施設	漁船内において生じた廃油の処理のための施設	△	○
3 海岸施設	海岸保全施設	護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○ スパン毎
	基準点	漁港原点、工事基準点	○	○
4 その他施設	看板等	漁港看板、放置艇禁止区域告知看板等	○	○

※スパン毎の写真撮影対象は、最小単位を目地により明確に区分できるコンクリート構造物とし、ブロック積堤や被覆ブロック等による傾斜堤等は全景写真のみを撮影する。

※道路及び漁港施設用地以外の機能施設については、施設位置を平面図に描画するための位置確認(表中の△)を行うことを原則とし、精密な平面形状の特定は簡易オルソ画像より行うものとする。

※表中の△は、道路及び漁港施設用地以外の機能施設位置を平面図に描画するために位置確認を行うものであり、平面形状の特定は簡易オルソ画像より行う。

(3)-3 マルチコプター計測（空撮）

漁港区域内全域の簡易オルソ画像を作成するため、マルチコプター・UAV 等による空中写真撮影を行う。

撮影範囲は漁港区域全域とするが、漁港構造物が存在せず、今後も当面施設整備計画のない水面については撮影範囲から除外しても良い。

撮影方法は、国土地理院による「作業規定の準則（令和 5 年 3 月 31 日一部改正）」を参考とし、コンクリート構造物の目地位置を把握するため、地上画素寸法 0.03m、位置精度±0.2m を原則として撮影諸元の設定を行うこと。

(4) 簡易オルソ画像作成

マルチコプター計測（空撮）で取得した画像より、写真測量ソフトウェアを用いて漁港区域全域の簡易オルソ画像（デジタルオルソモザイク）を作成する。簡易オルソ画像の作成にあたっては、GNSS 計測を行った計測点（外郭、係留施設の変曲点など画像上で明確に位置を判別可能な点。必要に応じて適切な評定点を追加計測する）を評定点として空撮画像の解析／合成を行う。

作成した簡易オルソ画像については、評定点以外の計測点を検証点として適宜精度検証を行い、所定の精度を確保していることを確認する。

なお、簡易オルソ画像の出力データ形式は GeoTIFF 形式とする。

(5) 漁港台帳データ作成

「漁港情報クラウドシステム」に登録する漁港台帳を構成する以下のデータを「漁港台帳標準フォーマット」にしたがって作成する。なお、データ間で連携が可能な場合、また平面図データとの連携により位置を明らかにできる場合は、それらを関連付けるためのデータ作成も併せて行うものとする。

(5)-1 漁港台帳データ

漁港台帳に記載されている各項目について、総括表、明細表、増減表それぞれのデータ作成を行う。

(5)-2 標準断面図データ

漁港施設の内、外郭施設及び係留施設について、該当する標準断面図データの電子化を行う。安定計算書、安定計算表、その他構造計算書類がある場合、これら資料の電子化を行う。

(5)-3 水準面図データ

漁港毎に、該当する水準面図データの電子化を行う。

(5)-4 施工履歴データ

年度毎の工事実績調書に基づき工事毎のデータ作成を行う。工事関係資料から工事平面図、標準断面図、縦断図、設計図書、安定計算書、完成写真を電子化し、データファイルを作成する。図面データは原則として電子成果品媒体から必要なデータの抽出を行うが、紙媒体しか入手できない場合はスキャニングにより電子化する。

(5)-5 その他データ

上記以外の漁港整備に関する各種計画資料、その他漁港特有の条件、制限区域など「漁港情報クラウドシステム」に登録が望ましいと想定されるデータがある場合は、発注者と協議の上、必要に応じて登録データを作成する。

(6)漁港電子平面図作成

現況確認結果などから、「漁港情報クラウドシステム」に登録するための GIS 形式の漁港電子平面図データを作成する。

(6)-1 漁港平面図データ

漁港電子平面図上に作図する対象については、各法令に基づく調製要領に準拠すること。

作図は「漁港台帳標準フォーマット」(全国漁港漁場協会 令和 4 年 2 月)、「漁港情報クラウドシステム現地調査の手引」(全国漁港漁場協会 令和 3 年 10 月) 及び「漁港情報クラウドシステムデータ作成・更新の手引」(全国漁港漁場協会 令和 4 年 10 月) に従って平面直角座標系を用いて行うこととし、施設毎に指定するデータ種別（点データ、線データ、ポリゴンデータおよび文字データ）にて描画し、必要な属性データを付与すること。

また、外郭、係留、海岸保全施設等でスパン目地を有するコンクリート構造物については GNSS 計測データ、簡易オルソ画像データから目地位置を判別し、スパン毎のポリゴンデータも併せて作図すること。

なお、作図は汎用的な GIS ソフトウェア上で行うことが可能であるが、出力は ArcGIS (ESRI 社) で読み込み可能な Shapefile 形式等にて保存すること。

また、漁港電子平面図データを構成する漁港施設用地や各種の機能施設については、貸与する漁港施設利用計画平面図等の資料に基づき描画することが可能であるが、これら資料がない場合、現況と異なる場合には発注者の指示に基づき作成する。

表－漁港電子平面図データの作成対象

大分類	中分類	対象施設	作成データ種別			
			外形線 ポリゴン	スパン ポリゴン	施設 形状線	位置 ポイント
1 基本施設	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○	
	係留施設	岸壁、物揚場、(係船護岸、物揚護岸)、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及び船揚場	○	○	○	
	水域施設	航路、泊地及び漁具管理水域	○			
2 機能施設	輸送施設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート	○		○	
	航行補助施設	航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設				○
	漁港施設用地	各種漁港施設の敷地	○		○	
	漁船漁具保全施設	漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設	○		○	
	補給施設	漁船のための給水、給氷、燃料供給及び給電施設				○
	増殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用飼料保管調製施設、養殖用作業施設、陸上養殖施設及び廃棄物処理施設	○		○	
	漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設	荷さばき所、荷役機械、配送料用作業施設、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、仲卸施設並びに直売所	○		○	
	漁業用通信施設	陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所				○
	漁港厚生施設	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設				○
	漁港管理施設	管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設、発電施設その他の漁港の管理のための施設				○
	漁港浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設				○
	廃油処理施設	漁船内において生じた廃油の処理のための施設				○
	廃船処理施設	漁船の破碎その他の処理のための施設				○
3 海岸施設	海岸保全施設	護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○	
	4 その他施設	基準点				○
	看板等	漁港看板、放置艇禁止区域告知看板等				○
5 その他	計測点	GNSS 計測点(天端高点、計測点)				○
	旗揚げ等	施設旗揚げ、施設名称	文字データおよび線データ			

(6)-2 水域施設データ

水域施設範囲を明示可能な場合には、発注者より提供される泊地、航路、漁具管理水域それぞれの範囲が明確に分かる資料に基づき、水域施設データを作成する。

作成方法の詳細は、(4)-1 漁港平面図データに準じるものとする。

(6)-3 漁港施設用地利用計画データ

漁港施設用地等利用計画を作成する場合は、各法令に基づき利用計画平面図データの作成を行う。作成にあたっては漁港施設の中分類の区分ごとの色分け、用地造成または取得方法に応じたハッティングデータをそれぞれ作成する。

(6)-4 海岸保全施設データ

漁港電子平面図上に作図する漁港海岸保全施設については、漁港施設と同様、各法令に基づく調製要領に準拠し、漁港施設と同様の手順、方法により作図する。

なお、漁港海岸保全施設台帳を作成しない場合は、外形線ポリゴン、スパンポリゴンの作成は不要であり、簡易オルソ画像より施設形状を形状線データにて作成する。

(7)海岸台帳データ作成

漁港海岸保全区域台帳を「漁港情報クラウドシステム」に登録する場合には、漁港海岸保全区域台帳を構成する以下のデータを「漁港台帳標準フォーマット」にしたがって作成する。なお、データ間で連携が可能な場合、また平面図データとの連携により位置を明らかにできる場合は、それらを関連付けるためのデータ作成も併せて行うものとする。

(7)-1 漁港海岸保全区域台帳データ

漁港海岸保全区域台帳に記載されている各項目について、第一表（裏・表）、第二表それぞれのデータ作成を行う。

(7)-2 標準断面図データ

漁港海岸保全施設について、該当する標準断面図データ、横断面図データの電子化を行う。

(7)-3 水準面図データ

漁港毎に、該当する水準面図データの電子化を行う。

(7)-4 施工履歴データ

年度毎の工事実績調書に基づき工事毎のデータ作成を行う。工事関係資料から工事平面図、標準断面図、縦断図、設計図書、安定計算書、完成写真を電子化し、データファイルを作成する。図面データは原則として電子成果品媒体から必要なデータの抽出を行うが、紙媒体しか入手できない場合はスキャニングにより電子化する。

(8)関連データ作成

収集した資料のうち、漁港・漁港海岸事業に関連する各種の調査・検討資料に基づき「漁港情

報クラウドシステム」に登録するものについてシステム登録データを作成する。

(8)-1 老朽化調査データ

老朽化調査（簡易項目、重点項目、詳細調査）について、「機能保全計画策定の手引」に基づく施設点検結果及び現況/変状写真を整理しシステム登録データを作成する。

(8)-2 水域管理（浚渫）データ

水域施設（泊地、航路等）における浚渫工事の情報について、システム登録データを作成する。

(8)-3 深浅測量データ

深浅測量データ（図面または電子データ）から、等深線のベクトルデータを作成する。

(8)-4 地質調査データ

既往の地質調査結果から、システム登録用のボーリング調査データを作成する。

(8)-5 各種調査データ

波浪・流況調査、水質・底質調査、その他の各種自然環境調査等、漁港整備に関する各種調査結果に基づき、システム登録用データを作成する。

(8)-6 業務成果データ

既往の委託報告書電子成果品、印刷媒体からのスキャニング PDF データからシステム登録用データを作成する。

(9)システム登録データ作成

「漁港情報クラウドシステム データ作成・更新の手引」に基づき、作成したデータから、(公社)全国漁港漁場協会がシステムに変換・登録を行うことが可能なデータセットを作成する。

作成したデータセット一式は、全国漁港漁場協会が定める形式にて漁港(地区)毎にとりまとめて提出し、審査を依頼する。

審査に当たっては、全国漁港漁場協会に下記の費用を支払う。なお、これら費用のうち審査料（1回分）、データ登録電算経費は業務委託費用に含むことを標準とし、金額は全国漁港漁場協会「会費等に関する細則の登録料」に規定する。

- ・ 審査料：作成データ一式の審査費用
- ・ データ登録電算経費：漁港情報クラウドシステムへデータ登録を行う電算費用

なお、審査の結果、不適合となった際に発生する追加審査料は設計変更の対象としない。

【全国漁港漁場協会による審査】

全国漁港漁場協会は、依頼者より受領したデータセット一式について、「漁港台帳標準フォーマットに準拠してデータが作成されていること、漁港電子平面図、入力されたデータベース、データフォルダが、相互に矛盾なく作成されていることを審査」し、その結果を通知する。

審査の結果は、下記の3種類であり、作業実施の漁港（地区）単位で結果を通知する。

- ① 適合：作成データ形式に問題がなく登録内容に不整合が生じていない。
- ② 不適合：作成データ内容に不整合が生じており修正が必要となるもの。
- ③ 審査中止：データ作成上の明らかな誤り、不足がある場合は審査を行わない。

なお、②不適合については下記の区分により、審査結果を通知する。

- (A)：重大な誤り、1項目でもあった場合に不適合、修正データによる再審査を実施する
- (B)：軽微なミス、多数（おおむね1地区あたり10件以上）ある場合は不適合、再審査
それ以下の場合は修正内容を確認したい適合とする
- (C)：登録内容に疑義があるが登録資料から妥当性を確認できない場合、追加データ・資料を提供いただき判定する
- (D)：改善項目の指摘、審査結果は適合であるが、他地区登録内容と比較し成果品質の修正・改良を行うことが望ましい場合であり、修正を行った場合はその内容を確認する

全国漁港漁場協会は、依頼者より受領したデータセット一式が「適合」となった後に、漁港情報クラウドシステムにデータ登録を行う。

データ登録が完了し利用が可能となった段階で、審査依頼者及び漁港管理者に登録内容を通知し、閲覧可能となったことを知らせる。

(10)成果取りまとめ

作成したデータセット一式を(公社)全国漁港漁場協会が定めるデータ格納形式に登録したメディアを作成するとともに、作成したデータおよび作業内容について取りまとめ報告書を作成する。

(11)照査

受注者は以下の事項に係る検証を行い、業務内容に不備がないことについて照査を行う。

- ・作成した各種データと元資料（原版）の内容
- ・作成されたデータの「漁港情報クラウドシステム」上での表示内容

(12)打合せ協議

業務の遂行に必要な打合せを以下の各段階で実施する。

- ・初回打合せ：作業着手段階
- ・中間打合せ：業務の中間段階、1回を標準とする
- ・納品時打合せ：成果品納品段階

(13)直接経費計上項目

業務実施に必要な、下記の項目を直接経費として計上する。

- ・データ登録電算経費：作成データをクラウド登録用 WEB データ形式に変換する電算経費、
計画準備～システム登録データ作成までの直接人件費の 6.5% とする
- ・事務用品費：事務用品の費用として、計画準備～成果とりまとめまでの直接人件費の 1% と
する
- ・業務成果品費：業務成果品の作成費用として直接人件費の 1.6% とする
- ・旅費交通費：打合せ旅費、現況確認の旅費を計上する
- ・RTK-GNSS 損料・VRS 補正情報通信費：機械損料および通信料として、3.現況確認の 4%
を計上する
- ・雑材料：現況確認の雑費用として、3.現況確認、4.簡易オルソ画像作成費の 10% を計上する

(14)その他経費計上項目

業務実施に必要な、下記の項目をその他経費として計上する。その他経費は一般管理費の算定対象外とする。

- ・審査料：作成データの審査費用として、1 渔港(地区)につき 1 回分を計上する、施設延長
4000m 未満の場合は 300,000 円/港・地区、4000m 以上の場合は 400,000 円/港・地区
- ・ID・PW 発行手数料：受注者が漁港情報クラウドシステムにアクセスする ID、PW 発行手数
料、費用は全国漁港漁場協会「会費に関する細則」に基づき計上する
- ・その他：漁港情報クラウドの利用に係る諸手続き、費用の支払いを代行させる場合には、そ
の他経費として全国漁港漁場協会が「会費に関する細則」に定める費用を計上する

4. 成果品

成果品は以下の内容とする。

- 1) データ格納メディア：一式、正副 2 部
- 2) 報告書：A4 版、1 部

5. 使用する図書及び基準

本業務で使用する図書及び基準は、共通仕様書に定めるもの他、以下の通りとする。

- 1) 「漁港台帳及び図面の調製要領」の補足について（技術的助言）
4 水港第 40 号 令和 4 年 4 月 8 日 水産庁漁港漁場整備部計画課長
- 2) 「漁港漁場整備法施行規則第九条第二項及び第三項の規定による漁港台帳及びこれに添付
すべき図面の調製要領について」
(改正 令和 6 年 3 月 27 日 5 水港第 3034 号 農林事務次官通達)
- 3) 「水産基盤施設機能保全計画策定の手引き」(水産庁漁港漁場整備部 平成 27 年 5 月改訂)
- 4) 「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」(水産庁漁港漁場整備部 平
成 27 年 5 月改訂)

- 5) 「海岸保全施設維持管理マニュアル」（農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課 令和2年6月 令和5年3月一部変更）
- 6) 「漁港台帳標準フォーマット」（全国漁港漁場協会 令和4年2月）
- 7) 「漁港情報クラウドシステム データ作成・更新の手引」（全国漁港漁場協会 令和4年10月）
- 8) 「漁港情報クラウドシステム 現地調査実施の手引」（全国漁港漁場協会 令和3年10月）

6. その他

- ・現地調査に際して関係機関や地元関係者との調整が必要な場合には、隨時調整、協議を行うものとする。
- ・マルチコプター・UAV飛行に際して届け出、許可が必要な場合には、発注者との協議を行い、必要となる手続き、及び書類作成は受注者が実施する。
- ・本業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、担当者と協議するものとする。